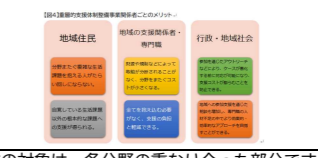
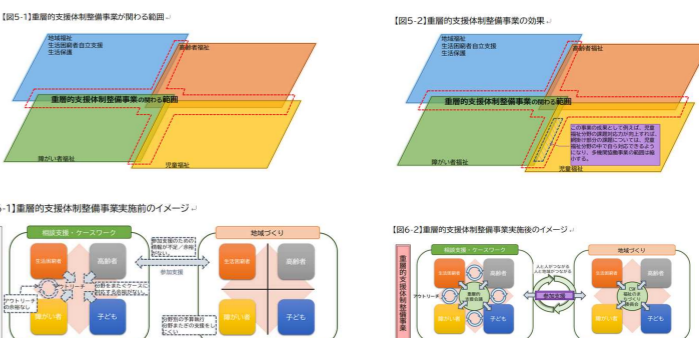
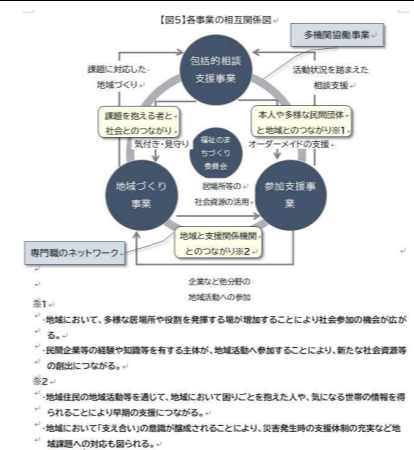
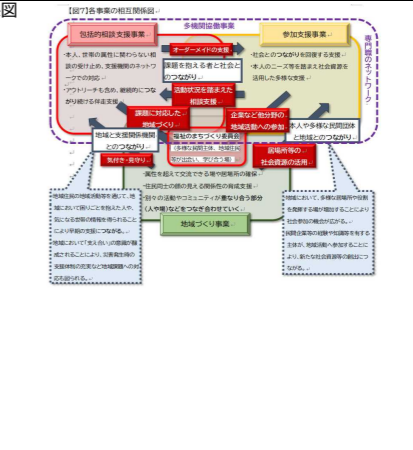




前回委員会でいただいたご意見及び委員会後の変更点について

No.	委員会・庁議の意見	意見者	頁	変更後	変更前	
1	長文で、抽象的で分かりにくい。	市理事者	3 5	市として何を重層化するかという焦点を絞った記載に変更した。 ①支援、②つなぎ、③出会いの3つの重層化を図ることにより、支援体制の整備を図る事業です。 1 支援の重層化(図4-1) 2 つなぎの重層化(図4-2) 3 出会いの重層化(図4-3)	第3 重層的支援体制整備事業とは？	制度や仕組みの「支援のしづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していこうとする事業です。
2	教育、そして防災やまちづくりについても、記載を入れてみてほしいと思う。	委員	4	「2 つなぎの重層化」において狛江市福祉基本条例で包括的支援体制の構築を住宅、教育、コミュニティ関係部署等に拡大していること、複雑化・複合化した生活課題を解決するためには、庁内だけでなく、市内の様々な窓口を展開する必要があることから、対象範囲を拡大して実施している。	-	-
3	コロナ禍でも外国人の方々はお困りになっている場面もあると思う。外国人についての記載も一部、コラムなどで記載しても良いと思う。	委員	4 5	外国人に絞った表現は行わなかったが、第3 2つなぎの重層化・3出会いの重層化により、複雑化・複合化した生活課題を抱えた市民、その世帯に対して支援を届ける重要な機会とすることを表現した。	-	-
4	プラットフォームの用語が分かりにくい。事例等を用いて分かりやすく説明して欲しい。	委員	5	3出会いの重層化において、図を用いて出会いの場としてのプラットフォームを表現した。	-	-
5	抽象的で分かりにくい。	市理事者	6	図4を含め削った。 「第3の重層的支援体制整備事業とは？」において記載していた文書を整理した。 ポイント：制度や仕組みの「支援のしづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していこうとする事業です。 1 実施の背景 2 実施の方向性 3 市の現状と課題 4 第1次実施計画の目標及び将来像	第4 重層的支援体制整備事業を実施する意義	ポイント：特定のサービス対象者にだけメリットがあるのではなく、地域住民、支援関係者、そして行政全体にメリットのある事業です。 
6	図5-1、図5-2、図6-1、図6-2についてイメージしづらい。	市理事者	-	第5を全て削った。	第5 重層的支援体制整備事業実施のイメージ	重層的支援体制整備事業の対象は、各分野の重なり合った部分です。 多機関協働事業に困難事例を押し付ける事業ではなく、各分野の対応力を強化する事業です。 
7	図が見にくい。	委員	10	図をシンプルに変更した。 図5 各事業の相互関係図 	第5 重層的支援体制整備事業で実施する事業の概要	図7 各事業の相互関係図 
8	事業の実効性を担保するための仕組みを実施計画内に記載するべき。	市理事者	13 14	2(3)事業の実施内容の記載を追加	第6	-
9	コミュニティソーシャルワーク機能については地域全体で持ち、強化していくのだというような記載を別に追記して、これを読む皆さんが自分たちの問題なのだと感じていただく記載いただきたい。	委員	15 17 18	15ページの「コラム②地域づくり」において地域全体で取り組みことを記載し、17ページから18ページの「コラム③地域共生社会と地域を基盤としたソーシャルワーク」の中で専門職全体でコミュニティソーシャルワークを行うことを図も含めて記載をいたしました。	-	-
10	プラットフォームの用語が分かりにくい。事例等を用いて分かりやすく説明して欲しい。	委員	20	3(2)ウにおいて、文中や「コラム④地域のプラットフォームの例」において説明を追記した。	-	-
11	福祉のまちづくり委員会についてはもう少し説明を入れた方がよい。どうやって新たな資源を作るかについては、そう簡単ではないと思う。会議体として話し合うという面もあると思うし、もっと柔軟な形で進めたほうが良いという面もある。新しい資源づくりの方法、ルートのようなものを少し記載しても良いかと思います。	委員	21 22	3(2)ウ(イ)プラットフォームに求められる役割 【図9】地域づくりのプラットフォームのイメージ(例：福祉のまちづくり委員会の場合)  図9に福祉のまちづくり委員会を用いた地域づくりのプラットフォームのイメージを記載した。 3(3)エに福祉のまちづくり委員会の地域のプラットフォーム化を追記した。 ※資料3-2-2及び3のとおり、社会福祉協議会において令和4年5月23日付けで施行された「社会福祉法人狛江市社会福祉協議会福祉のまちづくり協議委員会の設置及び運営に関する要綱」第8条において、地域生活課題の共有・課題解決に向けた協議や支援等を行う組織として福祉のまちづくり委員会が位置づけられました。	第6 3(2)ウ(イ)福祉のまちづくり委員会の求められる役割 【図9】地域づくりのプラットフォームのイメージ 	

No.	委員会・庁議の意見	意見者	頁	変更後	変更前
12	事業の実効性を担保するための仕組みを実施計画内に記載するべき。	市理事者	22 24	3 (3) 事業の実施内容の記載を追加	-
13	図を直線のフローからPDCAを意識した円形のフロー図にするべき。	市理事者	26	【図10】アウトリーチ等事業の支援フロー（概要） 	【図10】アウトリーチ等事業の支援フロー（概要） 
14	事業の実効性を担保するための仕組みを実施計画内に記載するべき。	市理事者	29 30	4 (7) 事業の実施内容の記載を追加	-
15	ひきこもり状態の方が社会復帰をするには相当長い時間がかかりますので、その部分をコミュニティソーシャルワーカーとは別の、パーソナルサポーターのような方が行っていくというのは必要なことだと思います。委員のおっしゃる内容もそのとおりだと思いますので、その部分についてわかりやすく追記していくということによろしいでしょうか。コラムなどを用いて追記してください。	委員	30	4 (7) ウにおいて、「パーソナル・サポート事業の調査研究・検討において、コミュニティソーシャルワーカーと連携してひきこもり状態にある方など社会から孤立している市民に伴走支援を行うパーソナルサポーターを配置し、アウトリーチ等支援を行うパーソナル・サポート事業の第5次地域福祉計画での事業化に向けて調査研究・検討を行います。」と記載いたしました。	-
16	表5が分かりにくい。分かりやすいものに変更するべき。	委員	31	表5-1、表5-2のとおり変更した。	-
17	図を直線のフローからPDCAを意識した円形のフロー図に変更するべき。	市理事者	34	【図13】参加支援事業の支援フロー（概要） 	【図13】参加支援事業の支援フロー（概要） 
18	事業の実効性を担保するための仕組みを実施計画内に記載するべき。	市理事者	35	5 (6) 事業の実施内容の記載を追加	-
19	図を直線のフローからPDCAを意識した円形のフロー図に変更	市理事者	39	【図17】多機関協働事業の支援フロー（概要） 	【図17】多機関協働事業の支援フロー（概要） 
20	相談支援のプロセスについてですが、案件によっては対応を急がなければならない場合も想定される中、プロセスをそのまま踏んでいかなければならないのか、そうするとプロセスをすべて踏んでいくにはどの程度の時間がかかってしまうのかという部分心配である。	委員	39	図17のように原則としてⅠからⅤまで順に相談支援が行われるが、虐待等の緊急案件につきましては、支援フローが変更できることを記載した。	-
21	事業の実効性を担保するための仕組みを実施計画内に記載するべき。	市理事者	41	6 (6) 事業の実施内容の記載を追加	-
22	重層的支援会議をイメージしやすいよう簡略化した図を追加するべき。	市理事者	45	【図21-1】重層的支援会議の位置付けの図を追加	第7 支援会議・重層的支援会議
23	具体的な実施計画を示し、実効性のある計画にするべき。	市理事者	49 50	第9 資料の表9・表11の実施時期以外に表7の事業実施計画を加えました。	-
24	事業計画（案）の今後の予定はどうか。	委員	49 50	実施計画を記載いたしました。	-
25	重層的支援体制整備事業の財源関係についてご説明を聞きたい。	委員	-	重層的支援体制整備事業交付金について これまで、属性を超えた相談窓口の設置等を行う際、各制度における国庫補助金等の目的外使用との指摘を避けるために事業実績に応じた経費按分が必要になるなど事務負担が課題となっていた。 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、さまざまな課題を有する者の支援について、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、各分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」が創設された。 ①介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業（※）の補助金に②参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能に係る交付金が一括して交付される。	 <p>【重層的支援体制整備事業交付金イメージ図】</p> <p>※ 既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様とする。</p>